

経営所得安定対策の交付申請が4月1日から始まっています

米や水田における転作作物に加え、麦・大豆などの対象となる畑作物を作付けした販売農家に交付金を直接支払う「経営所得安定対策」の交付申請が4月1日から始まっています。

平成27年度の経営所得安定対策に係る交付申請を行う方（新たに申請する方を含む）及び収入減少影響緩和対策（ナラシ）に係る交付申請を行う方は「経営所得安定対策等交付金交付申請書」の提出が必要です。また、経営所得安定対策の申請には「経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書」も必要となります。なお、数量払いである畑作物の直接支払交付金（ゲタ）及び収入減少影響緩和対策の申請をされる方は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農のいずれかである必要がありますのでご注意ください。

札幌市と札幌市農業協同組合では、合同で市内5か所において6月中旬に申請を支援する窓口を設けます。平成26年度に交付金の交付を受けられた方には、昨年のデータに基づき、窓口設置のご案内文書を送付いたしますが、今年度新たに交付金の交付を受けたいとお考えの方は、田もしくは畑の位置、作物情報などを下記連絡先にお知らせくだされば、窓口をご案内いたします。

経営所得安定対策及び交付申請に関する情報は以下のホームページをご覧ください。

○農林水産省＜経営所得安定対策に関するホームページ＞

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/index.html

○北海道農政事務所＜経営所得安定対策に関するホームページ＞

<http://www.maff.go.jp/hokkaido/suishin/keieiantei/H27/index.html>

問い合わせ先

札幌市農政部農政課調整係

Tel.211-2406

札幌市農業協同組合本店経済部営農販売課

Tel.621-1346

NEW NEW NEW 土壌診断の申込票が新しくなりました NEW NEW NEW

札幌市農業支援センターでは、市内の生産者を対象として土壌診断を行っています。今年度から、診断の申込票をより記入しやすいように、下図のとおり変更しましたのでお知らせします。

①記入後、申込票一枚目は市農協の各経済センターが保管しますので、担当の方にお渡しください。（市農協組合員以外の方は農業支援センターにお問い合わせください。）

②原則、申込順の診断となりますが、調整が可能な場合があります。お急ぎの時には枠に○をつけてください。

③農家名の欄にはフルネームでご記入いただくとともに、お名前は毎回統一してください。また、連絡先の欄にはお住まいの地区名をご記入ください。

④複数の申し込みの場合は、採取場所の圃場番号やハウスの名称を記入してください。

⑤栽培様式や採土時期によって適正施肥量が変わってきますので、該当するものに○をつけて下さい。

⑥次の作物が決まらないと施肥設計を行えません。予定で構いませんので、次の作物を記入してください。

⑦ふだんお使いの肥料に合わせて施肥設計をすることができます。ご記入をお願いします。

＜注意点＞

○申込票は土採取袋に貼付してありますので、上記の必要事項を記入してから、土を入れてください。

○三枚複写式のため、強めにご記入いただくようお願いします。

○春先は診断申込件数が多く、通知に時間がかかりますので、収穫後に申し込むことをおすすめします。

問い合わせ・申込先

札幌市農業協同組合各経済センター（市農協組合員の方）

札幌市農政部農業支援センター

Tel.011-787-2220